(二)　命綱固定アンカーの設置の促進等
　国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止するため、既存の住宅等への命綱固定アンカー（命綱の一端を固定するために建築物の屋根に堅固に固定された金具その他これに類する設備をいう。）の設置の促進及び命綱等の除排雪の安全を確保するための装備の普及が図られるよう適切な配慮をするものとした。（第一三条の二の三関係）
(三)　地域における除排雪の安全確保等
　国は、地域における持続可能な除排雪の体制の整備の促進その他地域における除排雪の安全を確保するための取組であって豪雪地帯に係る地方公共団体が実施するものについて、当該地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとした。（第一三条の四の二関係）
(四)　克雪に関する技術の開発及び普及
　国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止する等のため、克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとした。（第一三条の四の三関係）

3　特別豪雪地帯に対する特例措置の期限延長
(一)　特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例
　特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するものの改築を道府県が代行することができる期限を令和一四年三月三一日まで延長することとした。（第一四条関係）
(二)　特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例
　特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限を令和一三年度まで延長することとした。（第一五条関係）

4　施行期日
　この法律は、公布の日から施行することとした。

―――――――――――――

◇土地改良法の一部を改正する法律（法律第九号）（農林水産省）

1　急施の防災事業の拡充
　国、都道府県又は市町村は、脆弱性評価の結果、豪雨に対する安全性の向上を図るため急速に農業用用排水施設の変更を内容とする土地改良事業（当該変更に係る農業用用排水施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良事業に参加する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものに限る。）を行う必要があると認める場合には、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができることとした。（第八七条の四及び第九六条の四関係）

2　農地中間管理機構関連事業の拡充
　都道府県が行うことのできるその土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する土地改良事業の対象に、土地改良施設の新設等及び農用地の改良又は保全のため必要な事業を加えることとした。（第八七条の三及び第八八条関係）

3　土地改良事業団体連合会の事業の拡充
(一)　土地改良事業団体連合会が委託を受けて行う土地改良事業の工事
　土地改良事業団体連合会が行うことができる事業に、会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事を加えることとした。（第一一一条の九第二号関係）
(二)　全国土地改良事業団体連合会が行う資金の交付
(1)　全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が行うことができる事業に、会員（会員たる都道府県土地改良事業団体連合会の会員を含む。）が土地改良施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付を加えることとした。（第一一一条の九第六号関係）
(2)　全国連合会は、(1)の事業に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は全国土地改良事業団体連合会債券（以下「債券」という。）を発行することができることとした。（第一一一条の二二関係）
(3)　全国連合会が総会の議決を経なければならない事項に、長期借入金の借入れ又は債券の発行並びにそれらの方法、利率及び償還の方法を加えることとした。（第一一一条の二〇第一項第五号関係）
(4)　政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国連合会の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができることとした。（第一一一条の二三関係）
(5)　全国連合会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならないこととした。（第一一一条の二四関係）
(6)　全国連合会は、国債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得等を除くほか、(1)の事業に係る業務上の余裕金を運用してはならないこととした。（第一一一条の二五関係）
(7)　農林水産大臣は、(2)又は(5)の認可、(6)の指定等をしようとする場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととした。（第一三六条の二関係）

4　土地改良区の組織変更制度の創設
(一)　一般社団法人への組織変更
　土地改良施設（土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案して土地改良区がその管理を行うことが必要なものとして農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設を除く。）の管理を行う土地改良区（土地改良施設の管理以外の土地改良事業を併せ行うものを除く。以下「施設管理土地改良区」という。）は、その組織を変更し、一般社団法人になることができることとし、総会における組織変更計画の承認、都道府県知事の認可その他の組織変更の手続について定めることとした。（第二章第一節第五款第一目関係）
(二)　認可地縁団体への組織変更
　施設管理土地改良区（市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。）は、その組織を変更し、認可地縁団体になることができることとし、総会における組織変更計画の承認、都道府県知事の認可その他の組織変更の手続について定めることとした。（第二章第一節第五款第二目関係）

5　罰則
　3の(二)の全国連合会が行う資金の交付及び4の土地改良区の組織変更に係る所要の罰則を整備することとした。（第一四三条及び第一四四条関係）

6　施行期日
　この法律は、一部の改正規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

―――――――――――――

◇特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（法律第一〇号）（農林水産省）

1　特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限を五年延長し、令和九年三月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

―――――――――――――

◇保険業法の一部を改正する法律（法律第一一号）（金融庁）

1　生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を令和九年三月末まで延長することとした。（附則第一条の二の一四第一項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

―――――――――――――

◇雇用保険法等の一部を改正する法律（法律第一二号）（厚生労働省）

一　雇用保険法の一部改正関係

1　受講指示の対象となる職業訓練の追加
　公共職業安定所長が受給資格者に対して受講を指示することができる公共職業訓練等として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練（厚生労働省令で定めるものを除く。）を加えることとした。（第一五条第三項関係）

2　事業を開始した受給資格者等に係る受給期間の特例
　受給資格者であって、基本手当の受給資格に係る離職の日後に事業（その実施期間が三〇日未満のものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）を開始したものその他これに準